埼玉県

＜報道発表資料＞

環境部　水環境課
水環境担当　生方・櫻井
直通 048-830-3081
内線 3086
E-mail: a3070-01@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

令和７年７月２９日

令和６年度　県内河川及び地下水等の測定結果をお知らせします

埼玉県・国土交通省・関係市・独立行政法人水資源機構は、県内の河川及び地下水等における水質の状況並びに土壌汚染の状況を監視しています。

令和６年度の県内河川のＢＯＤの環境基準達成率は 91%、地下水質（概況調査）の環境基準達成率は 92%でした。

また、ダイオキシン類については、河川水質は３河川で環境基準を超過しましたが、河川底質、地下水、土壌では環境基準の超過はありませんでした。

●　水質汚濁防止法に基づく水質測定結果

１　河川及び湖沼

（１）測定地点数

ア　河川　　44 河川 94 地点

イ　湖沼　　３湖沼３地点

（２）測定結果の概要

ア　河川

（ア）生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

・44 河川中 40 河川でＢＯＤ（注１）の環境基準を達成（注２）し、ＢＯＤ環境基準達成率は 91%でした（図－１）。

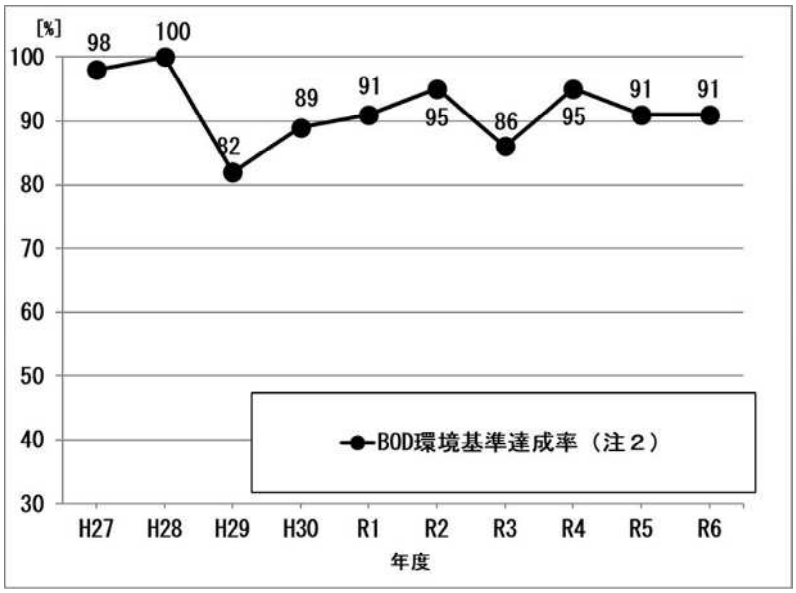

図－１　ＢＯＤ環境基準達成率の推移

（イ）人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

・カドミウムやトリクロロエチレン等の有害物質は、調査した 93 地点全てで環境基準を達成しました。

イ　湖沼

・ＣＯＤ（注３）は、３湖沼中２地点で環境基準を達成（注４）しました。

・健康項目は、３湖沼３地点全てで環境基準を達成しました。

（３）今後の対応

・県内水質の汚濁原因の約７割は生活排水であることから、河川水質を更に向上させるため、下水道の整備、合併処理浄化槽への転換などの生活排水処理対策を促進します。

・工場・事業場に対する排水基準の遵守徹底等の対策を進めます。

・関係機関と緊密に連携し、河川の状況に応じた総合的な水質改善に引き続き取り組みます。

２　地下水

（１）調査の概要

ア　概況調査

・全県の地下水の汚染状況を網羅的に調査するもので、毎年新たな井戸を選定して行っている調査

イ　汚染井戸周辺地区調査

・概況調査で汚染が判明した井戸について、汚染範囲及び汚染原因を調査するため周辺で行う調査

ウ　継続監視調査

・汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査

（２）測定地点数

ア　概況調査　　86 地点（46 市町村）

イ　汚染井戸周辺地区調査　　18 地点（６市）

ウ　継続監視調査　　124 地点（38 市町）

（３）測定結果の概要

ア　概況調査

・調査した 86 地点のうち 79 地点で環境基準を達成し、環境基準達成率は 92％でした（表－１）。

・鉛１地点、砒素１地点、1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン１地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素４地点の合計７地点で環境基準を超過しました。

表－１　地下水環境基準達成率の推移　（単位：％）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	94	94	95	94	94	94	95	95	95	未発表
埼玉県	86	81	84	90	91	89	89	94	94	92

イ　汚染井戸周辺地区調査

・調査した 18 地点のうち、２地点で環境基準を超過しました。

ウ　継続監視調査

・調査した 124 地点のうち、57 地点で環境基準を超過しました。

（４）今後の対応

・概況調査及び汚染井戸周辺地区調査により新たに汚染が確認された地点については、継続監視調査を実施します。

・汚染原因者の特定に至った場合は浄化措置等を指導します。

●　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果

１　河川

（１）測定地点数

ア　河川水質　　21 河川 34 地点

イ　河川底質　　18 河川 26 地点

（２）測定結果の概要

・河川水質は、調査した 21 河川 34 地点のうち３河川（中川、綾瀬川、新方川）の８地点でダイオキシン類の環境基準（１ pg-TEQ/L 以下）を超過しました。超過地点の最大濃度は、1.8pg-TEQ/L（注５）でした。

・河川底質は、調査した 18 河川 26 地点全てでダイオキシン類の環境基準（150 pg-TEQ/g 以下）を達成しました。

（３）今後の対応

今後も調査を継続し、ダイオキシン類による汚染の状況を監視します。

２　地下水及び土壌

（１）測定地点数

ア　地下水　　９地点（９市町）

イ　土壌　　27 地点（11 市）

（２）測定結果の概要

ア　地下水

・地下水概況調査地点から９地点を抽出して調査した結果、全地点でダイオキシン類の環境基準（１ pg-TEQ/L 以下）を達成しました。

イ　土壌

・通常の生活環境における土壌中のダイオキシン類の濃度について、市が実施した測定結果のうち、県に報告があったものをとりまとめたものです。

・全地点でダイオキシン類の環境基準（1000 pg-TEQ/g 以下）を達成しました。

（３）今後の対応

・今後も調査を継続し、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。

※調査内容及び測定結果の詳細については、こちらを御覧ください。

水質汚濁防止法に基づく公共用水域（河川及び湖沼）の水質測定結果

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/koukyouyousuiiki.html

水質汚濁防止法に基づく地下水の水質測定結果

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091208-257.html

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類常時監視結果

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091217-7.html

注１　生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略。微生物が水中の有機物を分解する際に消費する酸素量のことで、値が大きいほど水が汚れていることを示します。河川の汚濁の指標として使われます。

注２　河川の水質は、季節や河川流量によって変動するため、ＢＯＤによる環境基準の達成率は公共用水域が通常の状態にあるときの測定値によって判断することとしています。ＢＯＤについては測定された年度のデータのうち、75％値※のデータが基準値に適合することをもって評価することとしています。

※　75％値とは、1 年間に測定を行った a 個の日間平均値をその値の小さいものから順に並べたとき、0.75×a 番目にくる値です。例えば毎月 1 日測定した場合、12 個の日間平均値をその値の小さいものから順に並べたときの 9 番目の値が 75％値となります。

注３　化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略。水中の有機物等を酸化する時に要する酸素量のことで、値が大きいほど水が汚れていることを示します。湖沼、海洋の汚濁の指標として使われます。

注４　湖沼におけるＣＯＤの環境基準については、測定された年度のデータのうち、75％値のデータが基準値に適合することをもって評価することとしています。

注５　pg はピコグラムと読み、1pg は 1 兆分の 1g です。また、TEQ は毒性等量（Toxicity Equivalent）の略です。ダイオキシン類の毒性の比較評価を行う際に用いられ、実測濃度と異性体ごとの毒性強度を乗じて算出されます。

お問い合わせ先

【公共用水域関係】

水環境課　水環境担当　生方・櫻井

直通 048-830-3081　内線 3086

E-mail a3070-01@pref.saitama.lg.jp

【地下水・土壌関係】

水環境課　土壌・地盤環境担当　永吉・江守

直通 048-830-3084　内線 3073

E-mail a3070-06@pref.saitama.lg.jp